

ドイツ連邦食料・農業省 農林漁業最新情報  
Bundesministerium für Ernährung und Landwirtschaft  
NO 45  
2020・3・19

1 クレックナー大臣：食糧は確保ーコロナウイルスで買いだめせずに  
(2020・3・17)

連邦食料・農業大臣クレックナー：スーパーマーケットは開いている。間違った報道は論外である。連邦大臣の冒頭声明” コロナウイルスと食糧の供給のプレス会議。 話された言葉は重要である！このことは明確である：農業と食糧は厳しいインフラにも挙げられている。これはシステマ的にも重要である。正に今、我々は必要としている。”

- ・ 医師 看護員
- ・ 警察 消防

しかし、同じく食料を我々に供給する人々も。

- ・ 農業者 倉庫管理者 配送者 輸送者
- ・ 食品製造 加工における多くの従事者
- ・ 食料小売業における全ての従事者と会計担当者

そのため、私は考えている。子供のためにも緊急的な世話を、確保すべきである（危機的に厳しいインフラのために）。食料分野の特別な重要性は、隔離または経営の閉鎖が行われたとき、食料分野の特別な重要性を、視野に入れるべきである。この重要性の配慮のもとに、インフラ構造は断固として維持されねばならない。これは我々の国民への食料供給のために重要である。

### **食料の供給は確保**

” 現在の状況について：私は現状を把握するために、連邦食料・農業省とともに、毎週幾度も商業、食品工業、農業者とコンタクトしている。我々は昨日（3月16日）に電話で所管する各州の大臣、国会議員と話し合っている。なお、今日の夕方にヨーロッパ議会議員との電話会談を開催する。このことは、以下について有効である。

- ・ スーパーマーケットはオープンしていること一間違った情報はもつてのほかである。

- ・ 食糧供給チェーンは今後とも正常であること

個々の具体的なケースにおいて、増加する需要量に適切に対応するために、そして物資の納入量を増加するために、流通が努力している。外国からの物資供給は機能している。布告された制限は物資流通に関係ない。ヨーロッパ委員会の方針は、トラックについて別々のレーンを開設し、同時に国境で長い待機時間を無くすこと。

私はこのことを正しくそして意義深いと評価している。なぜならば、我々の食品工業が加工しているからである。我々は、地域産の食料を適切に供給している。我々は、食料自給率を 100%以上保持している。例えば、バレイショ 148%、チーズ 126%、牛乳 116%、穀類 107%そして豚肉 119%。自らの国において広範囲により強く、農業を保持することが重要である！

家畜の飼料供給もまた確保されている。肉またはソーセージ、牛乳も同じく今後とも供給可能である。我々は加えて食品卸売業もまた、あらゆるスーパーマーケットに供給できるよう、個々におけるネックを克服するよう伝えている。

それによって学校、保育園、食堂、レストランが、自らの経営において準備でき、利用のための容量を増加することができる。

### **買いだめのための購入は不利益に**

そのため消費者に対する私のアピール：あなたは落ち着きと判断力を守って下さい。今連携が求められています。私たちはこの全社会的なそして困難な状況を、私たちが共同でそして互いに助け合うことによって、良い結果とするために！私たちは予め備えておくことが重要です。その量と手法は、自分の需要に応じた購入を。

### **食糧を蓄える理由はない**

買いだめの食料は、そのうちストック棚からゴミバケツに移動する。異常なまでに買いだめする人は無計画なだけでなく、幾分投げ捨てそして食料を浪費する。買いだめは心理学的な現象であり、そして空の棚の光景を通じて、誤った情報を自ら強化している。流通は棚をすぐに満たす努力をしている。食料はそこに十分ある。

### **我々は現実的な問題解決を行っている**

日曜日の仕事や日曜日の走行禁止を緩めること、それでもって物資をスーパーマーケットの棚に、月曜日には補充されている。

我々は他の分野に関しても、現実的に問題を解決している。例えば、流通に働く人々または農業と園芸において働く人々も重要である。なぜならば、逸した収穫は取り戻せないから。我々はここで懸念を覚える。例えば、旅行制限によって外国からの季節労働者の不足する危険を。これはアスパラガスとイチゴだけでなく、野菜栽培も該当する。また、植え付け作業も今しなければならない。

さらに我々は所管する同僚と話し合い、互いに可能性を試す。我々がどのように支援できるかを。誰もが今農業において働きたいと望み、そしてそれが可能なとき、政治が場合によっては、硬直した規則を緩めねばならない。それには多くのことがある。つまり、コロナ危機のために収入を無くし、仕事を探さねばならないなど、多くのことをもたらす。そして助ける手を必要とすることも多い。

例えば、レストランでもはや仕事ができなくなり、農業に職を照会されて、適切な仕事仲間になることができる。私はここで地域的に労働市場を考えている。危機の期間は型破りの方法を求めている。望む人は、非一官僚主義的に取り扱い、そしてお金を得ることができる。これはウインーウインの状況である。我々は食料分野において、そして社会的に全てが責任を担っている。

我々は1本の綱を引かねばならない。それから我々は、この難局を適切に克服できる。そして私は、地域農業の価値評価を再び高める。私はお礼申し上げたい。なぜならば、私は皆さんと食料分野からの産物を、安定して供給されるからである。農業、食料生産とそれを広範に利用できるシステムが重要である。

## 2 コロナウイルスに対する質問と回答

(2020・3・12)

コロナウイルス (Covid-19 疾病 SARS-CoV-2 病原体) の発生との関連で、多くの不確実な要素が生じている。我々に多くの質問が届いている。そのため、我々は多くの質問について回答する。我々の回答は、別記のより詳しい情報にリンクできる。

(1) ドイツに輸入される食料と他の輸入産物を通じてこのウイルスは人間に感染するのか？

人間が汚染された食料を食べることによって、または輸入された需要産物を通じて、新しい種のコロナウイルスに感染した証明が、現在のところない。他のコロナウイルスも食料、または物体の乾いた表面との接触による感染の報告のないことが、知られている。

”我々は連邦リスク評価研究所（BfR）の評価と知見を基礎に、現在の科学水準によって言明することができる。輸入した食糧のような産物が、新しいコロナウイルスの感染源になることはあり得ない。そのための主な理由は、ウイルスの相対的に少ない環境安定性である。これについて BfR が指摘している。グライフヴァルト大学とボクフム大学の科学者による、コロナウイルスの周知の生存能力に関する最近の公表によっても有効である。

汚染された食料または輸入された産物を通じたウイルスの感染があり得ないにも拘わらず、これらの扱いに際して規則正しく手洗いすること、食料の準備に際しての全般的な衛生規則を遵守すべきである。このウイルスは熱に敏感なので、食料を熱することによって感染リスクを、さらに減少させられる。”

・このテーマの重要な質問と回答は、以下のリンクのもとに連邦リスク評価研究所が統括している。

[www.bfr.bund.de/de/kann\\_das\\_neuartige\\_coronavirus\\_uber\\_lebensmittel\\_und\\_spielzeug\\_uebertragen\\_werden\\_244062.html](http://www.bfr.bund.de/de/kann_das_neuartige_coronavirus_uber_lebensmittel_und_spielzeug_uebertragen_werden_244062.html)

・グライスヴァルト大学とボクフム大学科学者の専門解説

[www.uni-greisdorf.de/universitaet/information/aktuelles/detail/n/wie-lang-coronaviren-auf-flaechen-ueberleben-und-wie-man-sie-inaktiviert-60251](http://www.uni-greisdorf.de/universitaet/information/aktuelles/detail/n/wie-lang-coronaviren-auf-flaechen-ueberleben-und-wie-man-sie-inaktiviert-60251)

（２）ドイツにおいて食料の供給不足を心配しなければならないか？

流通チェーンの情報によれば、食糧の供給は現在よりも強い需要に対応し、そして品揃えを増やしている。幾つかの食料チェーン店において一時的に空の棚が生じたが、物流管理上の対応がまだ生じておらず、供給上の明確な問題はない。さらなる情報は以下のインターネットリンクから入手できる。

<https://ernaehrungsvorsorge.de/staatliche-vorsorge/haeufig-gestellte-fragen-faq>

（３）コロナウイルスはペットから人間に、そして人間からペットに感染するのか？

コロナウイルスは現在の科学水準によるとペットから人間に、また逆に人間からペットに感染することはない。ヨーロッパ疾病予防管理センター（ECDC）と世界保健機関（WHO）が、ペッシー有用動物（家畜、毛皮獣等）等に関して提出している意見表明によれば、SARS-CoV-2 でのペッシー有用動物の感染についての指摘はない。勿論、現在まだ掘り下げた科学的な研究は、不足している。このため、フリードリッヒローエフラー研究所（FLI）で、豚と鶏の有用動物種の感受性に関する最初の実験を始めた。

犬や猫といったような古典的なペットについて、まず隔離、分離または検疫のようなさらなる強制的な対策がとれない。勿論、個々の具体的なケースにおいて、SARS-CoV-2 感染上の動物試験とサンプリングが実施できる。感染シナリオのさらなる情報を得るために。この場合、一緒に獣医局と管轄する保健所が取り組むべきである。動物と接触するときは、常に衛生上の原則に注意を払うこと。例えば、手を石鹸で念入りに洗うこと。

さらに詳しい情報は、以下のインターネットリストでも入手できる。連邦動物健康研究所（つまりフリードリッヒローエフラー研究所）が、このテーマでの重要な質問と回答をまとめている。

[www.openagrar.de/servlet/MCRFileNodeServlet/@penagrar\\_derivate\\_00027466/FAQ-SARS-C0V-2\\_2020-03-05.pdf](http://www.openagrar.de/servlet/MCRFileNodeServlet/@penagrar_derivate_00027466/FAQ-SARS-C0V-2_2020-03-05.pdf)

#### （４）農業に対してどのような影響をあたえるか？

労働力に関して十分な人数を投入できるかどうか。基本的に各経営の責任である。労働力不足に対して、どのような対応を準備できるかどうかは、それぞれの経営によって様々な判断が下される。外国の季節労働者の欠如は、地域の公共職業斡旋所を通じた、労働力仲介の可能性もまた活用できる。

コロナウイルスー感染は人間への感染である。現在は人間から動物へのこのウイルスが感染するという、科学的な指摘はない。そのため、有用動物の活動と健康は阻害されない。この限りにおいては国によって克服されるべき、家畜感染症上重要となっていない。そのため、損害補償のための規定の無いことも事実である。家畜喪失の場合に。連邦農業省は連邦政府の危機対策本部と協力し、そして所管する行政機関と密接な情報交換を行う。コロナウイルスのさらなる情報は、以下のインターネットサイトで入手できる。

- Bundesministerium <https://www.bundesgesundheitsministerium.de/coronavirus.html>  
(BMG)
- Bundesinnenministerium (BMI) :  
<https://www.bmi.bund.de/SharedDocs/fags/themen/bevoelkerungschutz/coronavirus-fags.html>
- Bundeswirtschaftsministerium (BMWi) :  
<https://www.bmwi.de/Redaktion/DE/Artikel/Wirtschaft/altmaier-zu-coronavirus-stehen-im-engen-kontakt-mit-der-wirtschaft.html>

### 3 連邦大臣クレックナー：狼駆除のための連邦自然保護法の改正

一家畜への襲撃被害を軽減するために― (2020・3・12)

クレックナーは、狼の個体群の増加と有用動物（放牧羊など）への襲撃被害を、集中的に注視している。明日、問題のある狼の駆除を簡単な条件で可能とする、連邦自然保護法改正が発効する。なぜならば、ドイツにおける狼の生息数拡大によって、有用動物の襲撃が明確に増えているためである。有用動物の被害数（負傷または死亡した動物を含む）は、2006年の約40頭から2018年には約2050頭に急増した。

”この家畜被害とともに所有者がこれと闘うために、経済的に大きな損失を受けている。狼は家畜飼育に大きな動揺を与えていること、既に幾人かの牧羊者が飼育を断念するなど、部分的に生存が脅かされている。牧羊家畜の飼育を今後とも可能にするために、今日改正法が告知された。経済的に深刻な被害に脅かされる有用動物飼育者のために、この改正法が発効認可のための基礎として、今後に関に合わせる。

これは趣味の羊飼いにも損害補償が可能である。この損害補償は、これまで自らの生存が脅かされる家畜飼育者のみに適用されてきた。さらに今、被害該当地域において個々の群れの狼を駆除できる。もはや有用動物が襲撃されないように。ドイツへの狼の復帰は、確かに動物の種保護の成果である”と、大臣は述べた。

これは幾つかの地域において、牧羊家畜飼育の停止をもたらすものではない。加えて人間の保護を優先させねばならない。狼が頻繁に住宅地近辺に出現しているからである。”法改正は、初めてのそして重要な歩みである。多くの農村地域における困難な状況に基づいて、この法改正は「緊急的」に必要であった。特に放牧家畜保護のためにも。有用動物保護被害が、著しく増加していることから。我々は家畜飼育者を支援するために、家畜群保護―牧羊犬―柵設置の防護奨励を既に改善している”と、続けた。

明確なこと：”我々は狼個体群の進展と家畜の群れへの攻撃を、さらに集中的に注視する。そして状況が改善されないとき、我々は幾つかの地域において、積極的な現況管理を実施する。”さらなる改革として、立証されている狼一代交配種もまた、管轄機関によって除去することを計画している。それとともにこの法は猟師に一代種の除去を、公的に駆除する重要な役割を認めている。

そして任意での協力を調整する。特に安全の理由から、自らの猟区における適切な公的な対策について、猟師の事前情報の提供が定められている。人間に対する狼の順応を初めから回避するために、さらに野生に生きてる狼を、餌によるおびき寄せを明確に禁止し、それを違法行為として罰を与える。

2020・3・18 訳  
青森中央学院大学  
中川 一徹